

◎ 相続又は遺贈により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設等

【法令名】

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

【掲載官報】	令和3年4月28日 号外第97号 17ページ
【法令番号】	令和3年4月28日 法律第25号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>この法律は、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）（以下「相続等」という。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）</p> <p>2 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続</p> <p>（一）承認申請</p> <p>(1) 土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができることとした。（第2条第1項関係）</p> <p>(2) 承認申請は、その土地が次のいずれかに該当するときは、することができないこととした。（第2条第3項関係）</p> <p>イ 建物の存する土地</p> <p>ロ 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地</p> <p>ハ 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地</p> <p>ニ 土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地</p> <p>ホ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地</p> <p>（二）承認申請の却下</p> <p>法務大臣は、承認申請が申請の権限を有しない者の申請による等の場合には、承認申請を却下しなければならないこと等と</p>

した。(第4条関係)

(三) 承認

法務大臣は、承認申請に係る土地が次のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならないこととした。(第5条第1項関係)

- (1) 崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- (2) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- (3) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- (4) 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

(四) 事実の調査等

法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができること等とした。(第6条～第9条関係)

(五) 負担金の納付等

承認申請者は、(三)の承認があったときは、その承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」という。)を納付しなければならないこととし、負担金が納付された時において、(三)の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属すること等とした。

(第10条及び第11条関係)

3 国庫帰属地の管理

2(五)の規定により国庫に帰属した土地(以下「国庫帰属地」という。)のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地は、農林水産大臣が管理し、又は処分すること等とした。(第12条関係)

4 雑則

(一) 承認の取消し等

法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により2(三)の承認を受けたことが判明したときは、その承認を取り消すことができること等とした。(第13条関係)

(二) 損害賠償責任

2(三)の承認に係る土地について当該承認の時ににおいて2-(2)又は2(三)のいずれかに該当する事由があったことによって国に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに2(三)の承認を受けた者であるときは、その者は、国に対してその損害を賠償する責任を負うこととした。(第14条関係)

(三) 権限の委任

この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができることとした。(第15条第1項関係)

5 罰則

農林水産大臣が管理する国庫帰属地の処分をするために必要な調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第17条第1項関係)

6 附則

この法律の施行後5年を経過した場合における施行状況に関する検討規定を設けることとした。(附則第2項関係)